

『 公共建築工事標準単価積算基準 』

【令和 7 年改定部分 対比表】

岩手県県土整備部

公共建築工事標準単価積算基準

改 定	現 行
第 1 編 総 則	第 1 編 総 則
1 基本的事項 この基準は、公共建築工事における工事費積算に用いる単価及び価格に関する基本的事項を定める。なお、山間へき地、離島等の地理・気象条件が特異な場合や社会・経済動向に著しい変化が認められる場合等においては、実状に応じた適切な単価及び価格を用いる。	1 基本的事項 この基準は、公共建築工事における工事費積算に用いる単価及び価格に関する基本的事項を定める。なお、山間へき地、離島等の地理・気象条件が特異な場合や社会・経済動向に著しい変化が認められる場合等においては、実状に応じた適切な単価及び価格を用いる。
2 単価及び価格の算定 単価及び価格の算定については次による。	2 単価及び価格の算定 単価及び価格の算定については次による。
(1) 材料価格等 材料価格等は、積算時の最新の現場渡し価格とし、物価資料の掲載価格又は製造業者の見積価格等を参考に定める。	(1) 材料価格等 材料価格等は、積算時の最新の現場渡し価格とし、物価資料の掲載価格又は製造業者の見積価格等を参考に定める。
(2) 複合単価 複合単価は、材料、労務、機械器具、その他等の各要素と単位施工当たりが必要とされる数量（以下「所要量」という。）から構成される歩掛りに、次の単価等に乗じて算定する。	(2) 複合単価 複合単価は、材料、労務、機械器具、その他等の各要素と単位施工当たりが必要とされる数量（以下「所要量」という。）から構成される歩掛りに、次の単価等に乗じて算定する。
イ．材料単価 材料単価は、物価資料の掲載価格等による。	イ．材料単価 材料単価は、物価資料の掲載価格等による。
ロ．労務単価 労務単価は、「公共工事設計労務単価」による。ただし、所定労働時間外の作業、特殊条件による作業等については、労務単価の割増しを行うことができる。	ロ．労務単価 労務単価は、「公共工事設計労務単価」による。ただし、所定労働時間外の作業、特殊条件による作業等については、労務単価の割増しを行うことができる。
ハ．機械器具費 機械器具損料は、「請負工事機械経費積算要領」（昭和 4 9 年 3 月 1 5 日付建設省機発第 4 4 号）による。また、建設機械賃料は物価資料の掲載価格等による。	ハ．機械器具費 機械器具損料は、「請負工事機械経費積算要領」（昭和 4 9 年 3 月 1 5 日付建設省機発第 4 4 号）による。また、建設機械賃料は物価資料の掲載価格等による。
ニ．仮設材費 仮設材費は、物価資料の掲載価格等による賃料又は材料の基礎価格に損料率を乗じて算定する。	ニ．仮設材費 仮設材費は、物価資料の掲載価格等による賃料又は材料の基礎価格に損料率を乗じて算定する。
ホ．その他 「その他」は、製造業者・専門工事業者の諸経費（以下「下請経費」という。表 2 参照。）、小器材の損耗費、現場労働者に関する法定福利費等であり、「その他」の率対象に「その他」の率を乗じて算定する。なお、法定福利費とは、法定の雇用保険、健康保険、介護保険及び厚生年金保険の事業主負担額をいう。	ホ．その他 「その他」は、製造業者・専門工事業者の諸経費（以下「下請経費」という。表 2 参照。）、小器材の損耗費、現場労働者に関する法定福利費等であり、「その他」の率対象に「その他」の率を乗じて算定する。なお、法定福利費とは、法定の雇用保険、健康保険、介護保険及び厚生年金保険の事業主負担額をいう。
(3) 市場単価 市場単価は、元請業者と下請の専門工事業者間の契約に基づき調査された単位施工当たりの取引価格であり、物価資料に掲載された「建築工事市場単価」による。なお、第 2 編～第 4 編に定める工種に適用する。また、市場単価は材料費、労務費、機械経費等（専門工事業者の諸経費を含む。）によって構成されるが、その掲載条件が一部異なる場合の単価については、類似の市場単価を適切に補正して算定することができる。	(3) 市場単価 市場単価は、元請業者と下請の専門工事業者間の契約に基づき調査された単位施工当たりの取引価格であり、物価資料に掲載された「建築工事市場単価」による。なお、第 2 編～第 4 編に定める工種に適用する。また、市場単価は材料費、労務費、機械経費等（専門工事業者の諸経費を含む。）によって構成されるが、その掲載条件が一部異なる場合の単価については、類似の市場単価を適切に補正して算定することができる。
(4) 上記以外の単価及び価格 上記以外の単価及び価格は、物価資料の掲載価格又は製造業者・専門工事業者の見積価格等（下請経費を含む。）を参考に定める。	(4) 上記以外の単価及び価格 上記以外の単価及び価格は、物価資料の掲載価格又は製造業者・専門工事業者の見積価格等（下請経費を含む。）を参考に定める。

改 定	現 行
3 歩掛り 「2 単価及び価格の算定」による複合単価の算定に用いる歩掛りは、第2編～第4編に定める歩掛りを標準とする（以下「標準歩掛り」という。）。なお、歩掛りにおける構成については次による。 (1) 材料 材料の所要量は、施工に伴い通常発生する材料の切り無駄等（以下「端材等」という。）を考慮した割増しを含む。 (2) 労務 労務の所要量は、平均的能力の作業員による標準作業量とする。 (3) 機械器具 機械器具の所要量は、平均的能力の機種による標準作業量とする。 (4) その他 「その他」は、表3－1－1～3の工種ごとの率による。 4 単価及び価格の適用 単価及び価格の適用については、第2編～第5編によるほか次による。 (1) 材料価格等の採用にあたっては、数量の多寡や仕様・規格の違い等、各々の工事における特殊性を考慮する。 (2) 製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考に価格を算定するにあたっては、市中における取引状況を把握し適切に補正して定める。 (3) 施工中に発生する端材等を指定場所まで集積する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含む。 (4) 材料及び機器等の場内小運搬に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含む。 (5) 材料及び機器等の揚重に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含まない。 (6) 製造業者又は専門工事業者から見積価格を得るために使用する <u>見積書の構成及び見積りの内容</u> は、「公共建築工事見積標準書式」によることとし、現場労働者に関する法定福利費を記載する。 5 設計変更時の取扱い 設計変更における工事費積算に用いる単価及び価格は、当初設計における工事費積算 時の単価及び価格とする。 表2～表3－1－3 <u>改定なし</u>	3 歩掛り 「2 単価及び価格の算定」による複合単価の算定に用いる歩掛りは、第2編～第4編に定める歩掛りを標準とする（以下「標準歩掛り」という。）。なお、歩掛りにおける構成については次による。 (1) 材料 材料の所要量は、施工に伴い通常発生する材料の切り無駄等（以下「端材等」という。）を考慮した割増しを含む。 (2) 労務 労務の所要量は、平均的能力の作業員による標準作業量とする。 (3) 機械器具 機械器具の所要量は、平均的能力の機種による標準作業量とする。 (4) その他 「その他」は、表3－1－1～3の工種ごとの率による。 4 単価及び価格の適用 単価及び価格の適用については、第2編～第5編によるほか次による。 (1) 材料価格等の採用にあたっては、数量の多寡や仕様・規格の違い等、各々の工事における特殊性を考慮する。 (2) 製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考に価格を算定するにあたっては、市中における取引状況を把握し適切に補正して定める。 (3) 施工中に発生する端材等を指定場所まで集積する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含む。 (4) 材料及び機器等の場内小運搬に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含む。 (5) 材料及び機器等の揚重に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含まない。 (6) 製造業者又は専門工事業者から見積価格を得るために使用する <u>書式</u> は、「公共建築工事見積標準書式」によることとし、現場労働者に関する法定福利費を記載する。 5 設計変更時の取扱い 設計変更における工事費積算に用いる単価及び価格は、当初設計における工事費積算 時の単価及び価格とする。

公共建築工事標準単価積算基準

改 定	現 行
第 2 編 建 築 工 事 第 1 章 新 営 工 事 第 1 節 仮 設 1 一般事項 (1) 表A1-1-1 ～ 表A1-1-34の細目工種は、標準歩掛りを適用する。 (2) 各工事種目に共通して必要な仮設（以下「共通仮設」という。）のうち、共通仮設費率に含まないもの及び各工事種目ごとに必要な仮設（以下「直接仮設」という。）について適用する。 (3) 移動式揚重機の価格は、物価資料による建設機械賃料とする。<u>ただし、これによりがたい場合は専門工事業者の見積価格等を参考に定める。</u> (4) 仮設材の運搬費は往復とし、車両はトラック4 t 積で、運搬距離は30 km程度（片道）を標準とする。 (5) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。 2 標準歩掛り (1) 適用条件及び留意事項 イ. 共通仮設の仮囲い及び仮設鉄板敷その他に適用する。 ロ. 直接仮設の遣方、墨出し、養生、整理清掃後片付け、足場、災害防止及び仮設材運搬に適用する。 ハ. 歩掛りの摘要のうち、小規模とは、おおむね建築面積においては150㎡未満、延べ面積においては300㎡未満の建物をいい、複雑とは小部屋が多い建物等をいう。 ニ. 仮設資材価格の算定は、以下による。 建設用仮設材のうち賃貸仮設材の利用に係る費用（以下「仮設資材賃料」という。）は、物価資料による仮設資材賃料（基本料＋日額賃料×設計供用日数）又は基礎価格に1現場当たり損料率を乗じて算定する。なお、リース材の返還時に必要な軽微な補修費用を修理費として計上する。 ホ. 修理費は、仮設資材賃料の5％を標準とする。 ヘ. 建設用仮設材において、掛けと払いを別々に計上する必要がある場合は、基本料は掛け手間に、修理費は払い手間に計上する。	第 2 編 建 築 工 事 第 1 章 新 営 工 事 第 1 節 仮 設 1 一般事項 (1) 表A1-1-1 ～ 表A1-1-34の細目工種は、標準歩掛りを適用する。 (2) 各工事種目に共通して必要な仮設（以下「共通仮設」という。）のうち、共通仮設費率に含まないもの及び各工事種目ごとに必要な仮設（以下「直接仮設」という。）について適用する。 (3) 移動式揚重機の価格は、物価資料による建設機械賃料とする。 (4) 仮設材の運搬費は往復とし、車両はトラック4 t 積で、運搬距離は30 km程度（片道）を標準とする。 (5) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。 2 標準歩掛り (1) 適用条件及び留意事項 イ. 共通仮設の仮囲い及び仮設鉄板敷その他に適用する。 ロ. 直接仮設の遣方、墨出し、養生、整理清掃後片付け、足場、災害防止及び仮設材運搬に適用する。 ハ. 歩掛りの摘要のうち、小規模とは、おおむね建築面積においては150㎡未満、延べ面積においては300㎡未満の建物をいい、複雑とは小部屋が多い建物等をいう。 ニ. 仮設資材価格の算定は、以下による。 建設用仮設材のうち賃貸仮設材の利用に係る費用（以下「仮設資材賃料」という。）は、物価資料による仮設資材賃料（基本料＋日額賃料×設計供用日数）又は基礎価格に1現場当たり損料率を乗じて算定する。なお、リース材の返還時に必要な軽微な補修費用を修理費として計上する。 ホ. 修理費は、仮設資材賃料の5％を標準とする。 ヘ. 建設用仮設材において、掛けと払いを別々に計上する必要がある場合は、基本料は掛け手間に、修理費は払い手間に計上する。

改 定							現 行										
(2) 細目工種 (共通仮設) ※表 A1-1-1～表 A1-1-4 改定なし							(2) 細目工種 (共通仮設)										
表 A1 - 1 - 5 「削除」							表 A1 - 1 - 5 トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型）分解・組立費（1 回当たり）										
名 称		摘 要		単位	所要量	備 考		名 称		摘 要		単位	所要量	備 考			
特 殊 作 業 員				人	5.6			特 殊 作 業 員				人	5.6				
雑 費				式	1	労務費の6%		雑 費				式	1	労務費の6%			
そ の 他				式	1			そ の 他				式	1				
(注) 1. 分解部品の運搬費は別途加算する。							(注) 1. 分解部品の運搬費は別途加算する。										
2. 100 t 吊～200 t 吊のトラッククレーン（油圧伸縮ジブ型）に適用する。							2. 100 t 吊～200 t 吊のトラッククレーン（油圧伸縮ジブ型）に適用する。										
3. 「その他」の率対象は、特殊作業員及び雑費とする。							3. 「その他」の率対象は、特殊作業員及び雑費とする。										
表 A1 - 1 - 6 「削除」							表 A1 - 1 - 6 トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型）分解部品運搬（1 往復当たり）										
名 称		摘 要		単位	100t吊	120t吊	160t吊	200t吊	名 称		摘 要		単位	100t吊	120t吊	160t吊	200t吊
ト ラ ッ ク 運 転		11t積		日	3.7	4.1	5.8	12.7	ト ラ ッ ク 運 転		11t積		日	3.7	4.1	5.8	12.7
(注) 1. 運搬機械の日数はトラック 11 t 積による換算値とする。							(注) 1. 運搬機械の日数はトラック 11 t 積による換算値とする。										
(直接仮設) ※表 A1-1-5～表 A1-1-31 改定なし（番号繰り上がり）							(直接仮設) ※表 A1-1-7～表 A1-1-33										
表 A1 - 1 -32 トラック運転（1 日当たり）							表 A1 - 1 -34 トラック運転（1 日当たり）										
名 称		摘 要		単位	2t積	4t積	11t積	名 称		摘 要		単位	2t積	4t積	11t積	備 考	
運 転 手 （ 一 般 ）				人	1.0	1.0	1.0	運 転 手 （ 一 般 ）				人	1.0	1.0	1.0		
燃 料		軽油		L	18.2	25.7	46.7	燃 料		軽油		L	18.5	26.0	47.3		
機 械 損 料		供用			1.13	1.13	1.13	機 械 損 料		供用			1.13	1.13	1.13		
そ の 他		式			1	1	1	そ の 他		式			1	1	1		
(注) 1. 「その他」の率対象は、運転手（一般）及び燃料とする。							(注) 1. 「その他」の率対象は、運転手（一般）及び燃料とする。										

改 定

第 2 節 土 工

※ 1 一般事項及び 2 標準歩掛り（1）適用条件及び留意事項 改定なし

（2）細目工種

※表 A1-2-1～表 A1-2-3 改定なし

表 A1 - 2 - 4

建設発生土運搬（一般）

(1m³ 当たり往復)

名 称	摘 要	単位	所要量	備 考
ダンプトラック運転	10t積級	日	D/100	運搬日数(D)は別表A1-2-4-1～別表A1-2-4-4による

(注) 1.適用機械は 10t 積級を標準とするが、現場状況等によりその使用が困難な場合は別途考慮する。

別表 A1 - 2 - 4 - 1 ダンプトラック運搬日数(D)

(100m³ 当たり)

積込機械	バックホウ	排出ガス対策型	油圧式クローラ型1.4m ³															
運搬機種	ダンプトラック	10t積級																
D I D 区間：無し																		
運搬距離 (km)	0.3	0.5	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	4.5	6.0	7.0	8.5	10.0	12.5	16.5	23.5	51.5	60.0
運搬日数	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.2	1.3	1.5	1.8	2.1	2.4	2.7	3.1	3.8	4.7	6.3	9.4
D I D 区間：有り																		
運搬距離 (km)	0.3	0.5	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	4.5	5.5	6.5	8.0	9.5	11.5	15.0	20.5	33.0	60.0
運搬日数	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.2	1.3	1.5	1.8	2.1	2.4	2.7	3.1	3.8	4.7	6.3	9.4

別表 A1 - 2 - 4 - 2 ダンプトラック運搬日数(D)

(100m³ 当たり)

積込機械	バックホウ	排出ガス対策型	油圧式クローラ型0.8m ³															
運搬機種	ダンプトラック	10t積級																
D I D 区間：無し																		
運搬距離 (km)	0.3	0.5	1.0	1.5	2.0	3.0	4.0	5.5	6.5	7.5	9.5	11.5	15.5	22.5	49.5	60.0		
運搬日数	0.65	0.75	0.85	0.95	1.1	1.3	1.5	1.8	2.1	2.4	2.7	3.1	3.8	4.7	6.3	9.4		
D I D 区間：有り																		
運搬距離 (km)	0.3	0.5	1.0	1.5	2.0	3.0	3.5	5.0	6.0	7.0	8.5	11.0	14.0	19.5	31.5	60.0		
運搬日数	0.65	0.75	0.85	0.95	1.1	1.3	1.5	1.8	2.1	2.4	2.7	3.1	3.8	4.7	6.3	9.4		

現 行

第 2 節 土 工

（2）細目工種

表 A1 - 2 - 4

建設発生土運搬（一般）

(1m³ 当たり往復)

名 称	摘 要	単位	所要量	備 考
ダンプトラック運転	10t積級	日	D/100	運搬日数(D)は別表A1-2-4-1～別表A1-2-4-4による

(注) 1.適用機械は 10t 積級を標準とするが、現場状況等によりその使用が困難な場合は別途考慮する。

別表 A1 - 2 - 4 - 1 ダンプトラック運搬日数(D)

(100m³ 当たり)

積込機械	バックホウ	排出ガス対策型	油圧式クローラ型1.4m ³															
運搬機種	ダンプトラック	10t積級																
D I D 区間：無し																		
運搬距離 (km)	0.3	0.5	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	4.5	6.0	7.0	8.5	10.0	12.5	16.5	23.5	51.5	60.0
運搬日数	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.2	1.3	1.5	1.8	2.1	2.4	2.7	3.1	3.8	4.7	6.3	9.4
D I D 区間：有り																		
運搬距離 (km)	0.3	0.5	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	4.5	5.5	6.5	8.0	9.5	11.5	15.0	20.5	33.0	60.0
運搬日数	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.2	1.3	1.5	1.8	2.1	2.4	2.7	3.1	3.8	4.7	6.3	9.4

別表 A1 - 2 - 4 - 2 ダンプトラック運搬日数(D)

(100m³ 当たり)

積込機械	バックホウ	排出ガス対策型	油圧式クローラ型0.8m ³															
運搬機種	ダンプトラック	10t積級																
D I D 区間：無し																		
運搬距離 (km)	0.3	0.5	1.0	1.5	2.0	3.0	4.0	5.5	6.5	7.5	9.5	11.5	15.5	22.5	49.5	60.0		
運搬日数	0.65	0.75	0.85	0.95	1.1	1.3	1.5	1.8	2.1	2.4	2.7	3.1	3.8	4.7	6.3	9.4		
D I D 区間：有り																		
運搬距離 (km)	0.3	0.5	1.0	1.5	2.0	3.0	3.5	5.0	6.0	7.0	8.5	11.0	14.0	19.5	31.5	60.0		
運搬日数	0.65	0.75	0.85	0.95	1.1	1.3	1.5	1.8	2.1	2.4	2.7	3.1	3.8	4.7	6.3	9.4		

改定

別表 A1 - 2 - 4 - 3 ダンプトラック運搬日数(D) (100m³当たり)

積込機械	バックホウ 排出ガス対策型 油圧式クローラ型0.45m ³												
運搬機種	ダンプトラック 10t積級												
D I D 区間：無し													
運搬距離 (km)	0.5 以下	1.0 以下	2.0 以下	2.5 以下	3.5 以下	4.5 以下	6.0 以下	7.5 以下	10.0 以下	13.5 以下	19.5 以下	39.0 以下	60.0 以下
運搬日数	1.1	1.2	1.4	1.6	1.8	2.1	2.4	2.7	3.1	3.8	4.7	6.3	9.4
D I D 区間：有り													
運搬距離 (km)	0.5 以下	1.0 以下	1.5 以下	2.0 以下	3.0 以下	4.0 以下	5.5 以下	7.0 以下	9.0 以下	12.0 以下	17.5 以下	28.5 以下	60.0 以下
運搬日数	1.1	1.2	1.4	1.6	1.8	2.1	2.4	2.7	3.1	3.8	4.7	6.3	9.4

別表 A1 - 2 - 4 - 4 ダンプトラック運搬日数(D) (100m³当たり)

積込機械	クラムシェル 油圧ロープ式クローラ型0.6m ³											
運搬機種	ダンプトラック 10t積級											
D I D 区間：無し												
運搬距離 (km)	0.5 以下	1.0 以下	2.0 以下	3.5 以下	4.5 以下	5.5 以下	7.0 以下	9.5 以下	13.0 以下	19.5 以下	37.5 以下	60.0 以下
運搬日数	1.2	1.3	1.5	1.8	2.1	2.4	2.7	3.1	3.8	4.7	6.3	9.4
D I D 区間：有り												
運搬距離 (km)	0.5 以下	1.0 以下	2.0 以下	3.5 以下	4.0 以下	5.0 以下	6.5 以下	8.5 以下	12.0 以下	17.0 以下	28.0 以下	60.0 以下
運搬日数	1.2	1.3	1.5	1.8	2.1	2.4	2.7	3.1	3.8	4.7	6.3	9.4

(注) 1. 上記別表は、地山 100m³の土量を運搬する日数である。
2. 運搬距離は片道距離であり、往路と復路が異なる時は、平均値とする。
3. **有料**道路を利用する場合には、別途考慮する。
4. **D I D**（人口集中地区）は、総務省統計局の国勢調査報告資料添付の人口集中地区境界図によるものとする。
5. 運搬距離が 60km を超える場合は、別途積上げとする。
6. バックホウの標準バケット容量は山積容量を示し、クラムシュルの標準バケット容量は平積容量を示す。

現 行

別表 A1 - 2 - 4 - 3 ダンプトラック運搬日数(D) (100m³当たり)

積込機械	バックホウ 排出ガス対策型 油圧式クローラ型0.45m ³													
運搬機種	ダンプトラック 10t積級													
D I D区間：無し														
運搬距離 (km)	0.5 以下	1.0 以下	2.0 以下	2.5 以下	3.5 以下	4.5 以下	6.0 以下	7.5 以下	10.0 以下	13.5 以下	19.5 以下	39.0 以下	60.0 以下	
運搬日数	1.1	1.2	1.4	1.6	1.8	2.1	2.4	2.7	3.1	3.8	4.7	6.3	9.4	
D I D区間：有り														
運搬距離 (km)	0.5 以下	1.0 以下	1.5 以下	2.0 以下	3.0 以下	4.0 以下	5.5 以下	7.0 以下	9.0 以下	12.0 以下	17.5 以下	28.5 以下	60.0 以下	
運搬日数	1.1	1.2	1.4	1.6	1.8	2.1	2.4	2.7	3.1	3.8	4.7	6.3	9.4	

別表 A1 - 2 - 4 - 4 ダンプトラック運搬日数(D) (100m³当たり)

積込機械	クラムシェル 油圧ロープ式クローラ型0.6m ³											
運搬機種	ダンプトラック 10t積級											
D I D区間：無し												
運搬距離 (km)	0.5 以下	1.0 以下	2.0 以下	3.5 以下	4.5 以下	5.5 以下	7.0 以下	9.5 以下	13.0 以下	19.5 以下	37.5 以下	60.0 以下
運搬日数	1.2	1.3	1.5	1.8	2.1	2.4	2.7	3.1	3.8	4.7	6.3	9.4
D I D区間：有り												
運搬距離 (km)	0.5 以下	1.0 以下	2.0 以下	3.5 以下	4.0 以下	5.0 以下	6.5 以下	8.5 以下	12.0 以下	17.0 以下	28.0 以下	60.0 以下
運搬日数	1.2	1.3	1.5	1.8	2.1	2.4	2.7	3.1	3.8	4.7	6.3	9.4

(注) 1. 上記別表は、地山 100m³の土量を運搬する日数である。
2. 運搬距離は片道距離であり、往路と復路が異なる時は、平均値とする。
3. **自動車専用**道路を利用する場合には、別途考慮する。
4. **D1D**（人口集中地区）は、総務省統計局の国勢調査報告資料添付の人口集中地区境界図によるものとする。
5. 運搬距離が 60km を超える場合は、別途積上げとする。
6. バックホウの標準バケット容量は山積容量を示し、クラムシュルの標準バケット容量は平積容量を示す。

改定

表 A1 - 2 - 5

建設発生土運搬（小規模土工、人力土工）
(1m³当たり往復)

名 称	摘 要	単位	所要量	備 考
ダンプトラック運転	4t積級又は 2t積級	日	D/10	運搬日数(D)は別表A1-2-5-1～別表A1-2-5-3による

(注) 1.適用機械については小規模土工は 4t 積級、人力土工は 2t 積級を標準とするが、現場状況等によりその使用が困難な場合は別途考慮する。

別表 A1 - 2 - 5 -1 ダンプトラック運搬日数(D)
(10m³当たり)

積込機械	バックホウ 排出ガス対策型 油圧式クローラ型0.28m ³													
運搬機種	ダンプトラック 4t積級													
D I D 区間：無し														
運搬距離 (km)	0.2	1.0	1.5	2.5	3.5	4.0	5.0	6.0	7.5	10.0	13.0	19.0	35.0	60.0
運搬日数	0.2	0.25	0.3	0.35	0.4	0.45	0.5	0.55	0.6	0.8	0.9	1.1	1.5	2.3
D I D 区間：有り														
運搬距離 (km)	0.2	1.0	1.5	2.0	3.0	3.5	4.5	5.5	7.0	9.0	12.0	17.0	27.0	60.0
運搬日数	0.2	0.25	0.3	0.35	0.4	0.45	0.5	0.55	0.6	0.8	0.9	1.1	1.5	2.3

別表 A1 - 2 - 5 - 2 ダンプトラック運搬日数(D)
(10m³当たり)

積込機械	バックホウ 排出ガス対策型 油圧式クローラ型0.13m ³													
運搬機種	ダンプトラック 2t積級													
D I D 区間：無し														
運搬距離 (km)	0.3	1.0	1.5	2.5	3.0	3.5	4.5	5.5	7.0	9.0	12.0	17.0	28.5	60.0
運搬日数	0.45	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.3	1.5	1.8	2.3	3.0	4.5
D I D 区間：有り														
運搬距離 (km)	0.3	1.0	1.5	2.5	3.0	3.5	4.5	5.0	6.5	8.0	11.0	15.0	24.0	60.0
運搬日数	0.45	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.3	1.5	1.8	2.3	3.0	4.5

現行

表 A1 - 2 - 5

建設発生土運搬（小規模土工、人力土工）
(1m³当たり往復)

名 称	摘 要	単位	所要量	備 考
ダンプトラック運転	4t積級又は 2t積級	日	D/10	運搬日数(D)は別表A1-2-5-1～別表A1-2-5-3による

(注) 1.適用機械については小規模土工は 4t 積級、人力土工は 2t 積級を標準とするが、現場状況等によりその使用が困難な場合は別途考慮する。

別表 A1 - 2 - 5 -1 ダンプトラック運搬日数(D)
(10m³当たり)

積込機械	バックホウ 排出ガス対策型 油圧式クローラ型0.28m ³													
運搬機種	ダンプトラック 4t積級													
D I D 区間：無し														
運搬距離 (km)	0.2	1.0	1.5	2.5	3.5	4.0	5.0	6.0	7.5	10.0	13.0	19.0	35.0	60.0
運搬日数	0.2	0.25	0.3	0.35	0.4	0.45	0.5	0.55	0.6	0.8	0.9	1.1	1.5	2.3
D I D 区間：有り														
運搬距離 (km)	0.2	1.0	1.5	2.0	3.0	3.5	4.5	5.5	7.0	9.0	12.0	17.0	27.0	60.0
運搬日数	0.2	0.25	0.3	0.35	0.4	0.45	0.5	0.55	0.6	0.8	0.9	1.1	1.5	2.3

別表 A1 - 2 - 5 - 2 ダンプトラック運搬日数(D)
(10m³当たり)

積込機械	バックホウ 排出ガス対策型 油圧式クローラ型0.13m ³													
運搬機種	ダンプトラック 2t積級													
D I D 区間：無し														
運搬距離 (km)	0.3	1.0	1.5	2.5	3.0	3.5	4.5	5.5	7.0	9.0	12.0	17.0	28.5	60.0
運搬日数	0.45	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.3	1.5	1.8	2.3	3.0	4.5
D I D 区間：有り														
運搬距離 (km)	0.3	1.0	1.5	2.5	3.0	3.5	4.5	5.0	6.5	8.0	11.0	15.0	24.0	60.0
運搬日数	0.45	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.3	1.5	1.8	2.3	3.0	4.5

改 定

項目	人
----	---

積込機械	人力														
運搬機種	ダンプトラック 2t積級														
D I D区間：無し															
運搬距離 (km)	0.3 以下	0.5 以下	1.5 以下	2.0 以下	2.5 以下	3.0 以下	4.0 以下	5.0 以下	6.5 以下	8.5 以下	11.0 以下	16.0 以下	27.5 以下	60.0 以下	
運搬日数	0.5	0.55	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.3	1.5	1.8	2.3	3.0	4.5	
D I D区間：有り															
運搬距離 (km)	0.3 以下	0.5 以下	1.0 以下	1.5 以下	2.0 以下	2.5 以下	3.5 以下	4.5 以下	6.0 以下	8.0 以下	10.5 以下	14.5 以下	23.0 以下	60.0 以下	
運搬日数	0.5	0.55	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.3	1.5	1.8	2.3	3.0	4.5	

(注) 1. 上記別表は、地山 10m³ の土量を運搬する日数である。
2. 運搬距離は片道距離であり、往路と復路が異なる時は、平均値とする。
3. **有料**道路を利用する場合には、別途考慮する。
4. D I D (人口集中地区)は、総務省統計局の国勢調査報告資料添付の人口集中地区境界図によるものとする。
5. 運搬距離が 60km を超える場合は、別途積上げとする。
6. バックホウの標準バケット容量は山積容量を示し、クラムシュルの標準バケット容量は平積容量を示す。

第 7 節 鐵 骨

※1 一般事項及び2 標準歩掛り (1) 適用条件及び留意事項 改定なし

(2) 細目工種

※表 A1-7-1～表 A1-7-4 改定なし

表 A1 - 7 - 5
トラック運転 (1 日当たり)

名 称	摘 要	単位	4t積	備 考
運転手（一般）		人	1.0	
燃 料	軽油	L	<u>25.7</u>	
機 械 損 料		供用日	1.13	
そ の 他		式	1	

(注) 1. 「その他」の率対象は、運転手（一般）及び燃料とする。

第 12 節 木

※ 1 一般事項及び2 標準歩掛り 改定なし

現 行

練習機材	人力
------	----

運搬機械種	ダンブトラック 2t 積級														
D I D 区間：無し															
運搬距離 (km)	0.3 以下	0.5 以下	1.5 以下	2.0 以下	2.5 以下	3.0 以下	4.0 以下	5.0 以下	6.5 以下	8.5 以下	11.0 以下	16.0 以下	27.5 以下	60.0 以下	
運搬日数	0.5	0.55	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.3	1.5	1.8	2.3	3.0	4.5	
D I D 区間：有り															
運搬距離 (km)	0.3 以下	0.5 以下	1.0 以下	1.5 以下	2.0 以下	2.5 以下	3.5 以下	4.5 以下	6.0 以下	8.0 以下	10.5 以下	14.5 以下	23.0 以下	60.0 以下	
運搬日数	0.5	0.55	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.3	1.5	1.8	2.3	3.0	4.5	

(注) 1. 上記別表は、地山 10m³の土量を運搬する日数である。
2. 運搬距離は片道距離であり、往路と復路が異なる時は、平均値とする。
3. **自動車専用**道路を利用する場合には、別途考慮する。
4. D I D（人口集中地区）は、総務省統計局の国勢調査報告資料添付の人口集中地区境界図によるものとする。
5. 運搬距離が 60km を超える場合は、別途積上げとする。
6. バックホウの標準バケット容量は山積容量を示し、クラムシエルの標準バケット容量は平積容量を示す。

第 7 節 鉄 骨

(2) 細目工種

表 A1 - 7 - 5
トラック運転 (1 日当たり)

名 称	摘 要	単位	4t積	備 考
運転手（一般）	軽油	人	1.0	
燃 料		L	<u>26.0</u>	
機 械 損 料		供用日	1.13	
そ の 他		式	1	

(注) 1. 「その他」の率対象は、運転手（一般）及び燃料とする。

第 12 節 木 工

改 定

第 14 節 金 属

※ 1 一般事項及び 2 標準歩掛り 改定なし

3 市場単価

(1) 適用条件及び留意事項

イ． 軽量鉄骨壁下地及び軽量鉄骨天井下地に適用する。

ロ． 軽量鉄骨天井下地は、天井インサートを含まない。

ハ． 下記の天井下地には適用しない。

①国土交通省告示第 771 号に定める特定天井

②天井面構成部材等の単位面積当たりの質量が 20kg/㎡を超える天井

③水平でない天井

④システム天井

(2) 細目工種

表 A1 -14- 5

細 目	摘 要	単位	備 考
軽量鉄骨壁下地	スラット 50形 @300 スラット高さ H≦2.7m 直張り用	㎡	
軽量鉄骨壁下地	スラット 50形 @450 スラット高さ H≦2.7m 下地張りあり	㎡	
軽量鉄骨壁下地	スラット 65形 @300 スラット高さ H≦4.0m 直張り用	㎡	
軽量鉄骨壁下地	スラット 65形 @450 スラット高さ H≦4.0m 下地張りあり	㎡	
軽量鉄骨壁下地	スラット 90形 @300 スラット高さ 4.0<H≦4.5m 直張り用	㎡	
軽量鉄骨壁下地	スラット 90形 @450 スラット高さ 4.0<H≦4.5m 下地張りあり	㎡	
軽量鉄骨壁下地	スラット 100形 @300 スラット高さ 4.5<H≦5.0m 直張り用	㎡	
軽量鉄骨壁下地	スラット 100形 @450 スラット高さ 4.5<H≦5.0m 下地張りあり	㎡	
屋内軽量鉄骨天井下地	野縁19形 @225 ふところ高 1.5m未満 直張り用	㎡	
屋内軽量鉄骨天井下地	野縁19形 @300 ふところ高 1.5m未満 直張り用	㎡	
屋内軽量鉄骨天井下地	野縁19形 @360 ふところ高 1.5m未満 下地張りあり	㎡	
屋外軽量鉄骨天井下地	野縁25形 @300 ふところ高 1.0m未満	㎡	
屋内軽量鉄骨下がり壁下地	野縁19形 H300～500程度	m	
屋外軽量鉄骨下がり壁下地	野縁25形 H300～500程度	m	
屋内天井下地補強	ふところ高 1.5m～3.0m	㎡	
壁下地開口部補強	扉等三方補強 スラット 65形 900×2000mm程度	か所	
壁下地開口部補強	扉等三方補強 スラット 65形 1800×2000mm程度	か所	
壁下地開口部補強	扉等三方補強 スラット 90形 900×2000mm程度	か所	

現 行

第 14 節 金 属

3 市場単価

(1) 適用条件及び留意事項

イ． 軽量鉄骨壁下地及び軽量鉄骨天井下地に適用する。

ロ． 軽量鉄骨天井下地は、天井インサートを含まない。

ハ． 下記の天井下地には適用しない。

①国土交通省告示第 771 号に定める特定天井

②天井面構成部材等の単位面積当たりの質量が 20kg/㎡を超える天井

③水平でない天井

④システム天井

(2) 細目工種

表 A1 -14- 5

細 目	摘 要	単位	備 考
軽量鉄骨壁下地	スラット 50形 @300 スラット高さ H≦2.7m 直張り用	㎡	
軽量鉄骨壁下地	スラット 50形 @450 スラット高さ H≦2.7m 下地張りあり	㎡	
軽量鉄骨壁下地	スラット 65形 @300 スラット高さ H≦4.0m 直張り用	㎡	
軽量鉄骨壁下地	スラット 65形 @450 スラット高さ H≦4.0m 下地張りあり	㎡	
軽量鉄骨壁下地	スラット 90形 @300 スラット高さ 4.0<H≦4.5m 直張り用	㎡	
軽量鉄骨壁下地	スラット 90形 @450 スラット高さ 4.0<H≦4.5m 下地張りあり	㎡	
軽量鉄骨壁下地	スラット 100形 @300 スラット高さ 4.5<H≦5.0m 直張り用	㎡	
軽量鉄骨壁下地	スラット 100形 @450 スラット高さ 4.5<H≦5.0m 下地張りあり	㎡	
屋内軽量鉄骨天井下地	野縁19形 @225 ふところ高 1.5m未満 直張り用	㎡	
屋内軽量鉄骨天井下地	野縁19形 @300 ふところ高 1.5m未満 直張り用	㎡	
屋内軽量鉄骨天井下地	野縁19形 @360 ふところ高 1.5m未満 下地張りあり	㎡	
屋外軽量鉄骨天井下地	野縁25形 @300 ふところ高 1.0m未満	㎡	
屋内軽量鉄骨下がり壁下地	野縁19形 H300～500程度	m	
屋外軽量鉄骨下がり壁下地	野縁25形 H300～500程度	m	
屋内天井下地補強	ふところ高 1.5m～3.0m	㎡	
壁下地開口部補強	扉等三方補強 スラット 65形 900×2000mm程度	か所	
壁下地開口部補強	扉等三方補強 スラット 65形 1800×2000mm程度	か所	
壁下地開口部補強	扉等三方補強 スラット 90形 900×2000mm程度	か所	

改 定				現 行			
壁下地開口部補強	扉等三方補強 スタッド 90形 1800×2000mm程度	か所		壁下地開口補強	扉等三方補強 スタッド 90形 1800×2000mm程度	か所	
壁下地開口部補強	ﾀﾞｸﾄ等四方補強 スタッド 65形 300×600mm程度	か所		壁下地開口補強	ﾀﾞｸﾄ等四方補強 スタッド 65形 300×600mm程度	か所	
壁下地開口部補強	ﾀﾞｸﾄ等四方補強 スタッド 65形 450×900mm程度	か所		壁下地開口補強	ﾀﾞｸﾄ等四方補強 スタッド 65形 450×900mm程度	か所	
壁下地開口部補強	ﾀﾞｸﾄ等四方補強 スタッド 90形 300×600mm程度	か所		壁下地開口補強	ﾀﾞｸﾄ等四方補強 スタッド 90形 300×600mm程度	か所	
壁下地開口部補強	ﾀﾞｸﾄ等四方補強 スタッド 90形 450×900mm程度	か所		壁下地開口補強	ﾀﾞｸﾄ等四方補強 スタッド 90形 450×900mm程度	か所	
屋内天井下地開口部補強	ﾌﾞｰﾄﾞ等切込み共 野縁19形 300×300mm程度	か所		屋内天井下地開口部補強	ﾌﾞｰﾄﾞ等切込み共 野縁19形 300×300mm程度	か所	
屋内天井下地開口部補強	ﾌﾞｰﾄﾞ等切込み共 野縁19形 450×450mm程度	か所		屋内天井下地開口部補強	ﾌﾞｰﾄﾞ等切込み共 野縁19形 450×450mm程度	か所	
屋内天井下地開口部補強	ﾌﾞｰﾄﾞ等切込み共 野縁19形 600×600mm程度	か所		屋内天井下地開口部補強	ﾌﾞｰﾄﾞ等切込み共 野縁19形 600×600mm程度	か所	
屋内天井下地開口部補強	ﾌﾞｰﾄﾞ等切込み共 野縁19形 300×1200mm程度	か所		屋内天井下地開口部補強	ﾌﾞｰﾄﾞ等切込み共 野縁19形 300×1200mm程度	か所	
屋内天井下地開口部補強	ﾌﾞｰﾄﾞ等切込み共 野縁19形 300×3600mm程度	か所		屋内天井下地開口部補強	ﾌﾞｰﾄﾞ等切込み共 野縁19形 300×3600mm程度	か所	
屋外天井下地開口部補強	ﾌﾞｰﾄﾞ等切込み共 野縁25形 450×450mm程度	か所		屋外天井下地開口部補強	ﾌﾞｰﾄﾞ等切込み共 野縁25形 450×450mm程度	か所	
屋外天井下地開口部補強	ﾌﾞｰﾄﾞ等切込み共 野縁25形 600×600mm程度	か所		屋外天井下地開口部補強	ﾌﾞｰﾄﾞ等切込み共 野縁25形 600×600mm程度	か所	

改定

第 17 節 塗 装

※1 一般事項及び2 市場単価 (1) 適用条件及び留意事項 改定なし

(2) 細目工種

表 A1 -17- 1

細 目	摘 要			単位	備 考
	下地種類等	塗装種別	作業工程		
錆止め塗り	現場1回 鉄鋼面（屋内外）	A _S 種	A種	m ²	
錆止め塗り	現場1回 鉄鋼面（屋内）	B _S 種	A種	m ²	
錆止め塗り	現場1回 亜鉛めっき鋼・鋼製建具面（屋内外）	A _Z 種	A種	m ²	
SOP塗り	鉄鋼・亜鉛めっき鋼・鋼製建具面（屋内外）	1種	B種	m ²	
SOP塗り	（素地ごしらえA種共）木部（屋内）	1種	B種	m ²	
EP塗り	（素地ごしらえB種共）せっこうボード面		B種	m ²	
EP塗り	（素地ごしらえB種共）けい酸カルシウム板・モルタル面		B種	m ²	
DP塗り	鉄鋼・亜鉛めっき鋼・鋼製建具面	1級		m ²	
CL塗り	（素地ごしらえB種共）木部		B種	m ²	
OS塗り	（素地ごしらえB種共）木部			m ²	
SOP塗り	細幅物糸幅300mm以下 （素地ごしらえA種共）木部（屋内）	1種	B種	m	
SOP塗り	細幅物糸幅300mm以下 （錆止め現場1回共）鉄鋼面（屋内）		B種	m	
CL塗り	細幅物糸幅300mm以下 （素地ごしらえB種共）木部		B種	m	
OS塗り	細幅物糸幅300mm以下 （素地ごしらえB種共）木部			m	
素地ごしらえ	木部（屋内）		A種	m ²	
素地ごしらえ	せっこうボード面		B種	m ²	
素地ごしらえ	けい酸カルシウム板・モルタル面		B種	m ²	
素地ごしらえ	押出成形セメント板面		B種	m ²	

現 行

第 17 節 塗 装

(2) 細目工種

表 A1 -17- 1

細 目	摘 要			単位	備 考
	下地種類等	塗装回数	作業工程		
錆止め塗り	現場 1 回 鉄鋼面（屋内外）	A種	A種	m ²	
錆止め塗り	現場 1 回 鉄鋼面（屋内）	B種	A種	m ²	
錆止め塗り	現場 1 回 亜鉛めっき鋼・鋼製建具面（屋内外）	A種	A種	m ²	
SOP塗り	鉄鋼・亜鉛めっき鋼・鋼製建具面（屋内外）	1種	B種	m ²	
SOP塗り	（素地ごしらえA種共）木部（屋内）	1種	B種	m ²	
EP塗り	（素地ごしらえB種共）せっこうボード面		B種	m ²	
EP塗り	（素地ごしらえB種共）けい酸カルシウム板・モルタル面		B種	m ²	
DP塗り	鉄鋼・亜鉛めっき鋼・鋼製建具面	1級		m ²	
CL塗り	（素地ごしらえB種共）木部		B種	m ²	
OS塗り	（素地ごしらえB種共）木部			m ²	
SOP塗り	細幅物糸幅300mm以下 （素地ごしらえA種共）木部（屋内）	1種	B種	m	
SOP塗り	細幅物糸幅300mm以下 （錆止め現場1回共）鉄鋼面（屋内）		B種	m	
CL塗り	細幅物糸幅300mm以下 （素地ごしらえB種共）木部		B種	m	
OS塗り	細幅物糸幅300mm以下 （素地ごしらえB種共）木部			m	
素地ごしらえ	木部（屋内）		A種	m ²	
素地ごしらえ	せっこうボード面		B種	m ²	
素地ごしらえ	けい酸カルシウム板・モルタル面		B種	m ²	
素地ごしらえ	押出成形セメント板面		B種	m ²	

改 定	現 行																																																																																																
第 18 節 内外装 ※ 1 一般事項及び2 標準歩掛り（1）適用条件及び留意事項 改定なし （2）細目工種 ※表 A1-18-1～表 A1-18-4 改定なし 表 A1 -18- 5 壁紙素地ごしらえ（モルタル面） （1 m²当たり） <table><tr><th>名 称</th><th>摘 要</th><th>単位</th><th>B 種</th><th>備 考</th></tr><tr><td>合 成 樹 脂 エマルジョンシーラー</td><td rowspan="2">壁紙用</td><td>kg</td><td>0.1</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>合 成 樹 脂 エマルジョンパテ</td><td>kg</td><td>0.04</td></tr><tr><td>研 磨 紙</td><td>P60～120</td><td>枚</td><td>0.03</td><td rowspan="3"></td></tr><tr><td>内 装 工</td><td></td><td>人</td><td>0.012</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td></td><td>式</td><td>1</td></tr></table> （注）1.「その他」の率対象は、合成樹脂エマルジョンシーラー、合成樹脂エマルジョンパテ、研磨紙及び内装工とする。 表 A1 -18- 6 壁紙素地ごしらえ（せっこうボード面、<u>けい酸カルシウム板面</u>） （1 m²当たり） <table><tr><th>名 称</th><th>摘 要</th><th>単位</th><th>B 種</th><th>備 考</th></tr><tr><td>せっこうボード用 目 地 処 理 剤</td><td>ジョイント コンパウンド[※]</td><td>kg</td><td>0.02</td><td rowspan="4"></td></tr><tr><td>研 磨 紙</td><td>P60～120</td><td>枚</td><td>0.03</td></tr><tr><td>内 装 工</td><td></td><td>人</td><td>0.004</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td></td><td>式</td><td>1</td></tr></table> （注）1.「その他」の率対象は、せっこうボード用目地処理剤、研磨紙及び内装工とする。	名 称	摘 要	単位	B 種	備 考	合 成 樹 脂 エマルジョンシーラー	壁紙用	kg	0.1		合 成 樹 脂 エマルジョンパテ	kg	0.04	研 磨 紙	P60～120	枚	0.03		内 装 工		人	0.012	そ の 他		式	1	名 称	摘 要	単位	B 種	備 考	せっこうボード用 目 地 処 理 剤	ジョイント コンパウンド [※]	kg	0.02		研 磨 紙	P60～120	枚	0.03	内 装 工		人	0.004	そ の 他		式	1	第 18 節 内外装 （2）細目工種 表 A1 -18- 5 壁紙素地ごしらえ（モルタル面） （1 m²当たり） <table><tr><th>名 称</th><th>摘 要</th><th>単位</th><th>B 種</th><th>備 考</th></tr><tr><td>合 成 樹 脂 エマルジョンシーラー</td><td rowspan="2">壁紙用</td><td>kg</td><td>0.1</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>合 成 樹 脂 エマルジョンパテ</td><td>kg</td><td>0.04</td></tr><tr><td>研 磨 紙</td><td>P120～220</td><td>枚</td><td>0.03</td><td rowspan="3"></td></tr><tr><td>内 装 工</td><td></td><td>人</td><td>0.012</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td></td><td>式</td><td>1</td></tr></table> （注）1.「その他」の率対象は、合成樹脂エマルジョンシーラー、合成樹脂エマルジョンパテ、研磨紙及び内装工とする。 表 A1 -18- 6 壁紙素地ごしらえ（せっこうボード面） （1 m²当たり） <table><tr><th>名 称</th><th>摘 要</th><th>単位</th><th>B 種</th><th>備 考</th></tr><tr><td>せっこうボード用 目 地 処 理 剤</td><td>ジョイント コンパウンド[※]</td><td>kg</td><td>0.02</td><td rowspan="4"></td></tr><tr><td>研 磨 紙</td><td>P120～220</td><td>枚</td><td>0.03</td></tr><tr><td>内 装 工</td><td></td><td>人</td><td>0.004</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td></td><td>式</td><td>1</td></tr></table> （注）1.「その他」の率対象は、せっこうボード用目地処理剤、研磨紙及び内装工とする。	名 称	摘 要	単位	B 種	備 考	合 成 樹 脂 エマルジョンシーラー	壁紙用	kg	0.1		合 成 樹 脂 エマルジョンパテ	kg	0.04	研 磨 紙	P120～220	枚	0.03		内 装 工		人	0.012	そ の 他		式	1	名 称	摘 要	単位	B 種	備 考	せっこうボード用 目 地 処 理 剤	ジョイント コンパウンド [※]	kg	0.02		研 磨 紙	P120～220	枚	0.03	内 装 工		人	0.004	そ の 他		式	1
名 称	摘 要	単位	B 種	備 考																																																																																													
合 成 樹 脂 エマルジョンシーラー	壁紙用	kg	0.1																																																																																														
合 成 樹 脂 エマルジョンパテ		kg	0.04																																																																																														
研 磨 紙	P60～120	枚	0.03																																																																																														
内 装 工		人	0.012																																																																																														
そ の 他		式	1																																																																																														
名 称	摘 要	単位	B 種	備 考																																																																																													
せっこうボード用 目 地 処 理 剤	ジョイント コンパウンド [※]	kg	0.02																																																																																														
研 磨 紙	P60～120	枚	0.03																																																																																														
内 装 工		人	0.004																																																																																														
そ の 他		式	1																																																																																														
名 称	摘 要	単位	B 種	備 考																																																																																													
合 成 樹 脂 エマルジョンシーラー	壁紙用	kg	0.1																																																																																														
合 成 樹 脂 エマルジョンパテ		kg	0.04																																																																																														
研 磨 紙	P120～220	枚	0.03																																																																																														
内 装 工		人	0.012																																																																																														
そ の 他		式	1																																																																																														
名 称	摘 要	単位	B 種	備 考																																																																																													
せっこうボード用 目 地 処 理 剤	ジョイント コンパウンド [※]	kg	0.02																																																																																														
研 磨 紙	P120～220	枚	0.03																																																																																														
内 装 工		人	0.004																																																																																														
そ の 他		式	1																																																																																														

改 定

表 A1 -18- 7 「削除」

表 A1 -18- 7

壁紙素地ごしらえ（コンクリート面）

(1 m²当たり)

名 称	摘 要	単位	B 種	備 考
建築用下地調整塗材	JIS A6916	kg	1.1	
研 磨 紙	P60～120	枚	0.03	
(削 除)				
左 官		人	0.015	
内 装 工		人	0.003	
そ の 他		式	1	

(注) 1.「その他」の率対象は、建築用下地調整塗材、研磨紙、左官及び内装工とする。

現 行

表 A1 -18- 7

壁紙素地ごしらえ（けい酸カルシウム板面）

(1 m²当たり)

名 称	摘 要	単位	B 種	備 考
反応形成樹脂シーラ				
ーおよび弱溶剤系反応	JASS18 M-20	kg	0.1	
形成樹脂シーラー	1			
合 成 樹 脂				
エマルションパテ	壁紙用	kg	0.02	
研 磨 紙	P120～220	枚	0.03	
内 装 工		人	0.01	
そ の 他		式	1	

(注) 1.「その他」の率対象は、反応形成樹脂シーラーおよび弱溶剤系反応形成樹脂シーラー、合成樹脂エマルションパテ、研磨紙及び内装工とする。

表 A1 -18- 8

壁紙素地ごしらえ（コンクリート面）

(1 m²当たり)

名 称	摘 要	単位	B 種	備 考
建築用下地調整塗材	JIS A6916	kg	1.1	
研 磨 紙	P120～220	枚	0.03	
シ ー ラ ー	壁紙用	kg	0.07	
左 官		人	0.015	
内 装 工		人	0.004	
そ の 他		式	1	

(注) 1.「その他」の率対象は、建築用下地調整塗材、研磨紙、シーラー、左官及び内装工とする。

改 定									現 行								
第 21 節 構内舗装																	
※ 1 一般事項及び2 標準歩掛り（1）適用条件及び留意事項 改定なし																	
（2）細目工種																	
※表 A1-21-1～表 A1-21-14 改定なし																	
表 A1 -21-15																	
舗装機械運転 (1 日当たり)																	
機 械 名		規 格	機械 損料 (供用日)	燃料 (軽油) (L)	燃料 (ガソリン) (L)	運転手 (特殊) (人)	特殊 作業員 (人)	そ の 他 (式)	備考								
モ ー タ グ レ ー ダ		油圧式3.1m級	1.57	48.8	—	1.0	—	1									
タ シ パ		60～80kg	1.33	—	5.0	—	1.0	1									
振 動 ロ ー ラ		2.4～2.8 t	1.57	15.5	—	—	1.0	1									
タ イ ヤ ロ ー ラ		8～20 t	1.86	35.0	—	1.0	—	1									
ロ ー ド ロ ー ラ		マカダミ10t	1.57	36.0	—	1.0	—	1									
ア ス フ ァ ル ト ス プ レ ャ		25L/min	1.57	—	3.4	—	—	1	手押し式								
ア ス フ ァ ル ト フ ィ ニ ッ シ ャ		2.0～4.5m	1.75	28.8	—	1.0	—	1	ホイール型								
(注) 1. アスファルトスプレヤの運転は、舗設労務により行うものとする。 2. アスファルトフィニッシャは、加熱用燃料として軽油を 1 日当たり 12L 加算する。 3. 「その他」の率対象は、燃料、運転手（特殊）及び特殊作業員とする。																	
表 A1 -21-17																	
トラック運転 (1 日当たり)																	
名 称		摘 要	単位	11t積	備 考												
運 転 手 （ 一 般 ）			人	1.0													
燃 料		軽油	L	46.7													
機 械 損 料			供用日	1.13													
そ の 他			式	1													
(注) 1. 「その他」の率対象は、運転手（一般）及び燃料とする。																	

第 21 節 構内舗装																	
（2）細目工種																	
表 A1 -21-15																	
舗装機械運転 (1 日当たり)																	
機 械 名		規 格	機械 損料 (供用日)	燃料 (軽油) (L)	燃料 (ガソリン) (L)	運転手 (特殊) (人)	特殊 作業員 (人)	そ の 他 (式)	備考								
モ ー タ グ レ ー ダ		油圧式3.1m級	1.57	48.8	—	1.0	—	1									
タ シ パ		60～80kg	1.33	—	5.0	—	1.0	1									
振 動 ロ ー ラ		2.4～2.8 t	1.57	16.0	—	—	1.0	1									
タ イ ヤ ロ ー ラ		8～20 t	1.86	36.0	—	1.0	—	1									
ロ ー ド ロ ー ラ		マカダミ10t	1.57	37.0	—	1.0	—	1									
ア ス フ ァ ル ト ス プ レ ャ		25L/min	1.57	—	3.4	—	—	1	手押し式								
ア ス フ ァ ル ト フ ィ ニ ッ シ ャ		2.0～4.5m	1.75	29.5	—	1.0	—	1	ホイール型								
(注) 1. アスファルトスプレヤの運転は、舗設労務により行うものとする。 2. アスファルトフィニッシャは、加熱用燃料として軽油を 1 日当たり 12L 加算する。 3. 「その他」の率対象は、燃料、運転手（特殊）及び特殊作業員とする。																	
表 A1 -21-17																	
トラック運転 (1 日当たり)																	
名 称		摘 要	単位	11t積	備 考												
運 転 手 （ 一 般 ）			人	1.0													
燃 料		軽油	L	47.3													
機 械 損 料			供用日	1.13													
そ の 他			式	1													
(注) 1. 「その他」の率対象は、運転手（一般）及び燃料とする。																	

改 定										現 行									
第 22 節 植 栽																			
※ 1 一般事項及び2 標準歩掛り（1）適用条件及び留意事項 <u>改定なし</u>																			
（2）細目工種																			
※表 A1-22-1 <u>改定なし</u>																			
表 A1 -22- 2																			
植栽基盤整備（B種）										（1 m ² 当たり）									
名 称		摘 要		単位	有効土層（cm）		備 考												
					<u>30</u>														
ホイールロード運転		0.4m ³		日	0.006														
普通作業員				人	0.002														
その他				式	1														
(注) 1.「その他」の率対象は、普通作業員とする。																			
表 A1 -22- 3																			
植栽基盤整備（C種）										（1 m ² 当たり）									
名 称		摘 要		単位	有効土層（cm）					備 考									
					<u>30</u>	50	60	80	100										
植 込 み 用 土				m ³	<u>0.33</u>	0.55	0.66	0.88	1.1										
バックホウ運転		0.28m ³		日	<u>0.009</u>	0.015	0.018	0.024	0.03										
普通作業員				人	<u>0.009</u>	0.015	0.018	0.024	0.03										
その他				式	1	1	1	1	1										
(注) 1. 植込み用土は、客土又は現場発生の良質土とする。 2. 植込み用土は、ほぐれた状態の土とする。 3. 「その他」の率対象は、植込み用土及び普通作業員とする。																			
表 A1 -22- 4																			
植栽基盤整備（D種）										（1 m ² 当たり）									
名 称		摘 要		単位	有効土層（cm）					備 考									
					<u>30</u>	50	60	80	100										
植 込 み 用 土				m ³	<u>0.33</u>	0.55	0.66	0.88	1.1										
バックホウ運転		0.28m ³		日	<u>0.004</u>	0.007	0.008	0.01	0.013										
普通作業員				人	<u>0.004</u>	0.007	0.008	0.01	0.013										
その他				式	1	1	1	1	1										
(注) 1. 植込み用土は、客土又は現場発生の良質土とする。 2. 植込み用土は、ほぐれた状態の土とする。 3. 「その他」の率対象は、植込み用土及び普通作業員とする。																			

第 22 節 植 栽																			
（2）細目工種																			
表 A1 -22- 2																			
植栽基盤整備（B種）										（1 m ² 当たり）									
名 称		摘 要		単位	有効土層（cm）		備 考												
					<u>20</u>														
ホイールロード運転		0.4m ³		日	0.006														
普通作業員				人	0.002														
その他				式	1														
(注) 1.「その他」の率対象は、普通作業員とする。																			
表 A1 -22- 3																			
植栽基盤整備（C種）										（1 m ² 当たり）									
名 称		摘 要		単位	有効土層（cm）					備 考									
					<u>20</u>	50	60	80	100										
植 込 み 用 土				m ³	<u>0.22</u>	0.55	0.66	0.88	1.1										
バックホウ運転		0.28m ³		日	<u>0.006</u>	0.015	0.018	0.024	0.03										
普通作業員				人	<u>0.006</u>	0.015	0.018	0.024	0.03										
その他				式	1	1	1	1	1										
(注) 1. 植込み用土は、客土又は現場発生の良質土とする。 2. 植込み用土は、ほぐれた状態の土とする。 3. 「その他」の率対象は、植込み用土及び普通作業員とする。																			
表 A1 -22- 4																			
植栽基盤整備（D種）										（1 m ² 当たり）									
名 称		摘 要		単位	有効土層（cm）					備 考									
					<u>20</u>	50	60	80	100										
植 込 み 用 土				m ³	<u>0.22</u>	0.55	0.66	0.88	1.1										
バックホウ運転		0.28m ³		日	<u>0.003</u>	0.007	0.008	0.01	0.013										
普通作業員				人	<u>0.003</u>	0.007	0.008	0.01	0.013										
その他				式	1	1	1	1	1										
(注) 1. 植込み用土は、客土又は現場発生の良質土とする。 2. 植込み用土は、ほぐれた状態の土とする。 3. 「その他」の率対象は、植込み用土及び普通作業員とする。																			

改定

表 A1 -22-16

植栽土工機械運転

(1 日当たり)

機 械 名	規 格	適用単価表	運転労務 (人)	燃料(軽油) (L)	機械損料 (供用日)	備 考
バックホウ	排出ガス対策型 油圧式クローラ型0.28m³	単価表 (別表A1-22-16-1)	1.0	34.4	1.50	
バックホウ	排出ガス対策型 油圧式クローラ型0.13m³	単価表 (別表A1-22-16-1)	1.0	22.4	1.78	
トラック	クレーン装置付 4t級2.9t吊	単価表 (別表A1-22-16-1)	1.0	30.6	1.23	
ホイールローダ	排出ガス対策型 ホイール型0.4m³	単価表 (別表A1-22-16-1)	1.0	14.2	1.55	

表 A1 -22-18

トラック運転

(1日当たり)

名 称	摘 要	単位	11t積	備 考
運転手（一般）	軽油	人	1.0	
燃 料		L	<u>46.7</u>	
機 械 損 料		供用日	1.13	
そ の 他		式	1	

(注) 1. 「その他」の率対象は、運転手（一般）及び燃料とする。

現 行

表 A1 -22-16

植栽土工機械運轉

(1 日当たり)

機 械 名	規 格	適用単価表	運転労務 (人)	燃料(軽油) (L)	機械損料 (供用日)	備 考
バックホウ	排出ガス対策型 油圧式クローラ型0.28m ³	単価表 (別表A1-22-16-1)	1.0	37.0	1.64	
バックホウ	排出ガス対策型 油圧式クローラ型0.13m ³	単価表 (別表A1-22-16-1)	1.0	22.4	1.78	
トラック	クレーン装置付 4t級2.9t吊	単価表 (別表A1-22-16-1)	1.0	31.0	1.23	
ホイールローダ [*]	排出ガス対策型 ホイール型0.4m ³	単価表 (別表A1-22-16-1)	1.0	14.2	1.55	

表 A1 -22-18

トラック運転

(1日当たり)

名 称	摘 要	単位	11t積	備 考
運転手（一般）	軽油	人	1.0	
燃 料		L	<u>47.3</u>	
機 械 損 料		供用日	1.13	
そ の 他		式	1	

(注) 1. 「その他」の率対象は、運転手（一般）及び燃料とする。

改 定	現 行																																																																									
第 2 章 改 修 工 事 第 1 節 仮 設 ※ 1 一般事項及び 2 標準歩掛り（1）適用条件及び留意事項 改定なし （2）細目工種 ※表 A2-1-1～表 A2-1-15 改定なし 表 A2 - 1 -16 トラック運転 (1 日当たり) <table><tr><th>名 称</th><th>摘 要</th><th>単位</th><th>4t積</th><th>備 考</th></tr><tr><td>運転手（一般）</td><td></td><td>人</td><td>1.0</td><td></td></tr><tr><td>燃 料</td><td>軽油</td><td>L</td><td>25.7</td><td></td></tr><tr><td>機 械 損 料</td><td></td><td>供用日</td><td>1.13</td><td></td></tr><tr><td>そ の 他</td><td></td><td>式</td><td>1</td><td></td></tr></table> （注）1.「その他」の率対象は、運転手（一般）及び燃料とする。 第 2 節 撤 去 ※ 1 一般事項及び 2 標準歩掛り（1）適用条件及び留意事項 改定なし （2）細目工種 ※表 A2-2-1～表 A2-2-47 改定なし 表 A2 - 2 -48 撤去材運搬 (1m³当たり往復) <table><tr><th>名 称</th><th>摘 要</th><th>単位</th><th>所要量</th><th>備 考</th></tr><tr><td>ダンプトラック運転</td><td>10t積級</td><td>日</td><td>D／100</td><td>運搬日数(D)は次式による。</td></tr></table> 運搬日数の算定式 100m³ 当たり 運搬日数(D)=100m³ 当たり 運搬日数(D1)×補正係数(k) 別表 A2 - 2 -48 - 1 ダンプトラック運搬日数(D1) (100m³当たり) <table><tr><td>積込機械</td><td>バックホウ</td><td>排出ガス対策型 油圧式クローラ型0.8m³</td></tr><tr><td>運搬距離</td><td>ダンプトラック</td><td>10t積級</td></tr><tr><td colspan="16">D1D区間：無し</td></tr><tr><td>運搬距離</td><td>0.3</td><td>0.5</td><td>1.0</td><td>1.5</td><td>2.0</td><td>3.0</td><td>4.0</td><td>5.5</td><td>6.5</td><td>7.5</td><td>9.5</td><td>11.5</td><td>15.5</td><td>22.5</td><td>49.5</td><td>60.0</td></tr></table>	名 称	摘 要	単位	4t積	備 考	運転手（一般）		人	1.0		燃 料	軽油	L	25.7		機 械 損 料		供用日	1.13		そ の 他		式	1		名 称	摘 要	単位	所要量	備 考	ダンプトラック運転	10t積級	日	D／100	運搬日数(D)は次式による。	積込機械	バックホウ	排出ガス対策型 油圧式クローラ型0.8m³	運搬距離	ダンプトラック	10t積級	D1D区間：無し																運搬距離	0.3	0.5	1.0	1.5	2.0	3.0	4.0	5.5	6.5	7.5	9.5	11.5	15.5	22.5	49.5	60.0
名 称	摘 要	単位	4t積	備 考																																																																						
運転手（一般）		人	1.0																																																																							
燃 料	軽油	L	25.7																																																																							
機 械 損 料		供用日	1.13																																																																							
そ の 他		式	1																																																																							
名 称	摘 要	単位	所要量	備 考																																																																						
ダンプトラック運転	10t積級	日	D／100	運搬日数(D)は次式による。																																																																						
積込機械	バックホウ	排出ガス対策型 油圧式クローラ型0.8m³																																																																								
運搬距離	ダンプトラック	10t積級																																																																								
D1D区間：無し																																																																										
運搬距離	0.3	0.5	1.0	1.5	2.0	3.0	4.0	5.5	6.5	7.5	9.5	11.5	15.5	22.5	49.5	60.0																																																										
積込機械	バックホウ	排出ガス対策型 油圧式クローラ型0.8m³																																																																								
運搬距離	ダンプトラック	10t積級																																																																								
D1D区間：無し																																																																										
運搬距離	0.3	0.5	1.0	1.5	2.0	3.0	4.0	5.5	6.5	7.5	9.5	11.5	15.5	22.5	49.5	60.0																																																										

改 定

別表 A2 - 2 -49- 2 ダンプトラック運搬日数(D1) (10m³当たり)

積込機械	バックホウ 排出ガス対策型 油圧式クローラ型113m³														
運搬機械種	ダンプトラック 2t積級														
D I D区間：無し															
運搬距離 Q(m)	0.3	1.0	1.5	2.5	3.0	3.5	4.5	5.5	7.0	9.0	12.0	17.0	28.5	60.0	
運搬日数	0.45	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.3	1.5	1.8	2.3	3.0	4.5	
D I D区間：有り															
運搬距離 Q(m)	0.3	1.0	1.5	2.5	3.0	3.5	4.5	5.0	6.5	8.0	11.0	15.0	24.0	60.0	
運搬日数	0.45	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.3	1.5	1.8	2.3	3.0	4.5	

別表 A2 - 2 -49- 3 ダンプトラック運搬日数(D1) (10m³当たり)

積込機械	人力														
運搬機械種	ダンプトラック 2t積級														
D I D区間：無し															
運搬距離 Q(m)	0.3	0.5	1.5	2.0	2.5	3.0	4.0	5.0	6.5	8.5	11.0	16.0	27.5	60.0	
運搬日数	0.5	0.55	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.3	1.5	1.8	2.3	3.0	4.5	
D I D区間：有り															
運搬距離 Q(m)	0.3	0.5	1.0	1.5	2.0	2.5	3.5	4.5	6.0	8.0	10.5	14.5	23.0	60.0	
運搬日数	0.5	0.55	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.3	1.5	1.8	2.3	3.0	4.5	

(注) 1. 上記別表は、10m³のとりこわし量を運搬する日数である。
2. 運搬距離は片道距離であり、往路と復路が異なる時は、平均値とする。
3. 有料道路を利用する場合には、別途考慮する。
4. D I D（人口集中地区）は、総務省統計局の国勢調査報告資料添付の人口集中地区境界図によるものとする。
5. 運搬距離が 60kmを超える場合は、別途積上げとする。

現 行

別表 A2 - 2 -49- 2 ダンプトラック運搬日数(D1) (10m³当たり)

積込機械	バックホウ 排出ガス対策型 油圧式クローラ型113m³														
運搬機械種	ダンプトラック 2t積級														
D I D区間：無し															
運搬距離 Q(m)	0.3	1.0	1.5	2.5	3.0	3.5	4.5	5.5	7.0	9.0	12.0	17.0	28.5	60.0	
運搬日数	0.45	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.3	1.5	1.8	2.3	3.0	4.5	
D I D区間：有り															
運搬距離 Q(m)	0.3	1.0	1.5	2.5	3.0	3.5	4.5	5.0	6.5	8.0	11.0	15.0	24.0	60.0	
運搬日数	0.45	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.3	1.5	1.8	2.3	3.0	4.5	

別表 A2 - 2 -49- 3 ダンプトラック運搬日数(D1) (10m³当たり)

積込機械	人力														
運搬機械種	ダンプトラック 2t積級														
D I D区間：無し															
運搬距離 Q(m)	0.3	0.5	1.5	2.0	2.5	3.0	4.0	5.0	6.5	8.5	11.0	16.0	27.5	60.0	
運搬日数	0.5	0.55	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.3	1.5	1.8	2.3	3.0	4.5	
D I D区間：有り															
運搬距離 Q(m)	0.3	0.5	1.0	1.5	2.0	2.5	3.5	4.5	6.0	8.0	10.5	14.5	23.0	60.0	
運搬日数	0.5	0.55	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.3	1.5	1.8	2.3	3.0	4.5	

(注) 1. 上記別表は、10m³のとりこわし量を運搬する日数である。
2. 運搬距離は片道距離であり、往路と復路が異なる時は、平均値とする。
3. 自動車専用道路を利用する場合には、別途考慮する。
4. D I D（人口集中地区）は、総務省統計局の国勢調査報告資料添付の人口集中地区境界図によるものとする。
5. 運搬距離が 60kmを超える場合は、別途積上げとする。

表 A2 - 2-51

トラック運転 (1 日当たり)

名 称	摘 要	単位	11t積	備 考
運転手（一般）		人	1.0	
燃 料	軽油	L	46.7	
機 械 損 料		供用日	1.13	
そ の 他		式	1	

(注) 1. 「その他」の率対象は、運転手（一般）及び燃料とする。

表 A2 - 2-51

トラック運転 (1 日当たり)

名 称	摘 要	単位	11t積	備 考
運転手（一般）		人	1.0	
燃 料	軽油	L	47.3	
機 械 損 料		供用日	1.13	
そ の 他		式	1	

(注) 1. 「その他」の率対象は、運転手（一般）及び燃料とする。

改 定

現 行

第3編 電気設備工事

第1章 新営工事

本章は、建築物等の新築及び増築に係る電気設備工事の積算に適用する。

第1節 共通工事

1 配管工事

1－1 一般事項

- (1) 表E 1－1－1～表E 1－1－4の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
- (2) 表E 1－1－5の細目工種は、市場単価を適用する。
- (3) 本節に定める標準歩掛り及び市場単価における仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
- (4) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

1－2 標準歩掛り

- (1) 適用条件及び留意事項
二種金属製可とう電線管、線び類、金属ダクト及びボンディングに適用する。

- (2) 細目工種

表 E1－1－1

二種金属製可とう電線管								
細 目	摘 要	単位	材 料		雑材料	電 工 [人]	その他	備 考
			二種金属製可とう電線管 [m]	附属品				
二種金属製 可とう 電線管 (F) (エキスパンション用 等)	F17	m	1. 10	1 式	1 式	0. 026	1 式	
	F24			(電線管価格× 0. 5)	(材 料 価 格 × 0. 05)	0. 035		
	F30					0. 044		
	F38					0. 054		
	F50		0. 073					
	F63		0. 099					
	F76		0. 115					
	F83		0. 138					
	F101		0. 154					

- (注) 1. 労務には、管の切断、曲げ、支持金具類の取付け、管内の清掃及び導通調べを含み、アウトレットボックスの取付けを含まない。
2. 雑材料には、支持金具類のうち取付金具を含み、別途計上すべき支持材料は含まない。
3. 「その他」の率対象は、電工とする。

第3編 電気設備工事

第1章 新営工事

本章は、建築物等の新築及び増築に係る電気設備工事の積算に適用する。

第1節 共通工事

1 配管工事

1－1 一般事項

- (1) 表E 1－1－1～表E 1－1－4の細目工種は、標準歩掛りを適用する。
- (2) 表E 1－1－5の細目工種は、市場単価を適用する。
- (3) 本節に定める標準歩掛り及び市場単価における仕様は、公共建築工事標準仕様書による。
- (4) 本節の定めによりがたい場合の単価及び価格の算定については、「第1編 総則」に基づき適切に算定する。

1－2 標準歩掛り

- (1) 適用条件及び留意事項
金属製可とう電線管、線び類、金属ダクト及びボンディングに適用する。

- (2) 細目工種

表 E1－1－1

金属製可とう電線管								
細 目	摘 要	単位	材 料		雑材料	電 工 [人]	その他	備 考
			金属製可とう 電線管 [m]	附属品				
金属製可とう 電線管 (F) (エキスパンション用 等)	F17	m	1. 10	1 式	1 式	0. 026	1 式	
	F24			(電 線 管 価 格 × 0. 5)	(材 料 価 格 × 0. 05)	0. 035		
	F30					0. 044		
	F38		0. 054					
	F50		0. 073					
	F63		0. 099					
	F76		0. 115					
	F83		0. 138					
	F101		0. 154					

- (注) 1. 労務には、管の切断、曲げ、支持金具類の取付け、管内の清掃及び導通調べを含み、アウトレットボックスの取付けを含まない。
2. 雑材料には、支持金具類のうち取付金具を含み、別途計上すべき支持材料は含まない。
3. 「その他」の率対象は、電工とする。

改定

現行

1－3 市場単価

- (1)適用条件及び留意事項
- イ．電線管、2種金属線び類、位置ボックス、プルボックス、ケーブルラック及び防火区画処理に適用する。

ロ．電線管、線び、位置ボックス、プルボックス、ケーブルラックの耐震支持材及び塗装は別途計上する。

なお、防火区画貫通処理は支持材を含み、塗装は別途計上する。

ハ．プルボックスの単価は、1個のプルボックスの総表面積単価を面積に乘じる。

(2)細目工種

表 E1－1－5

細目	摘 要	単位	備考
電線管	厚鋼電線管 (G) 隠べい、露出配管	m	
電線管	薄鋼電線管 (C) 隠べい、露出配管	m	
電線管	ねじなし電線管 (E) 隠べい、露出配管	m	
電線管	硬質ビニル電線管 (VE) 隠べい、露出配管	m	
電線管	合成樹脂製可とう電線管 (PF単層) 隠べい、露出配管	m	
電線管	合成樹脂製可とう電線管 (CD) 埋込配管	m	
線び	2種金属線び (MM2) A型 幅40mm×高30mm	m	
線び	2種金属線び (MM2) C型 幅40mm×高45mm	m	
線び	線び用ジャンクションボックス	個	
線び	線び用コンセントボックス	個	
位置ボックス	金属製ボックス 隠べい、露出	個	
位置ボックス	合成樹脂製ボックス 隠べい、露出	個	
位置ボックス	位置ボックス用ボンディング	個	
プルボックス	露出形 (鋼板製) さび止め塗装仕上げ	m ²	
プルボックス	露出形 (鋼板製) 溶融亜鉛めっき	m ²	
プルボックス	露出形 (ステンレス製)	m ²	
プルボックス	露出形 (合成樹脂製)	m ²	
プルボックス	プルボックス用接地端子	個	
ケーブルラック	はしご形 ZM (1段積)	m	
ケーブルラック	はしご形 ZM (2段積の2段目)	m	
ケーブルラック	はしご形 ZA (1段積) ※Z35を含む	m	
ケーブルラック	はしご形 ZA (2段積の2段目) ※Z35を含む	m	
ケーブルラック	はしご形 AL (1段積)	m	
ケーブルラック	はしご形 AL (2段積の2段目)	m	
防火区画貫通処理	ケーブルラック用 (壁)	か所	
防火区画貫通処理	ケーブルラック用 (床)	か所	
防火区画貫通処理	金属管用 (短管) (壁、床)	か所	
防火区画貫通処理	丸形用 (壁、床)	か所	

1－3 市場単価

- (1)適用条件及び留意事項
- イ．電線管、2種金属線び類、位置ボックス、プルボックス、ケーブルラック及び防火区画処理に適用する。

ロ．電線管、線び、位置ボックス、プルボックス、ケーブルラックの耐震支持材及び塗装は別途計上する。

なお、防火区画貫通処理は支持材を含み、塗装は別途計上する。

ハ．プルボックスの単価は、1個のプルボックスの総表面積単価を面積に乘じる。

ニ．はしご形Z35の支持材は同等な溶融亜鉛めっき仕上げとする。

(2)細目工種

表 E1－1－5

細目	摘 要	単位	備考
電線管	厚鋼電線管 (G) 隠べい、露出配管	m	
電線管	薄鋼電線管 (C) 隠べい、露出配管	m	
電線管	ねじなし電線管 (E) 隠べい、露出配管	m	
電線管	硬質ビニル電線管 (VE) 隠べい、露出配管	m	
電線管	合成樹脂製可とう電線管 (PF単層) 隠べい、露出配管	m	
電線管	合成樹脂製可とう電線管 (CD) 埋込配管	m	
線び	2種金属線び (MM2) A型 幅40mm×高30mm	m	
線び	2種金属線び (MM2) C型 幅40mm×高45mm	m	
線び	線び用ジャンクションボックス	個	
線び	線び用コンセントボックス	個	
位置ボックス	金属製ボックス 隠べい、露出	個	
位置ボックス	合成樹脂製ボックス 隠べい、露出	個	
位置ボックス	位置ボックス用ボンディング	個	
プルボックス	露出形 (鋼板製) さび止め塗装仕上げ	m ²	
プルボックス	露出形 (鋼板製) 溶融亜鉛めっき	m ²	
プルボックス	露出形 (ステンレス製)	m ²	
プルボックス	露出形 (硬質ビニル製)	m ²	
プルボックス	プルボックス用接地端子	個	
ケーブルラック	はしご形 ZM (1段積)	m	
ケーブルラック	はしご形 ZM (2段積の2段目)	m	
ケーブルラック	はしご形 Z35 (1段積)	m	
ケーブルラック	はしご形 Z35 (2段積の2段目)	m	
ケーブルラック	はしご形 AL (1段積)	m	
ケーブルラック	はしご形 AL (2段積の2段目)	m	
防火区画貫通処理	ケーブルラック用 (壁)	か所	
防火区画貫通処理	ケーブルラック用 (床)	か所	
防火区画貫通処理	金属管用 (短管) (壁、床)	か所	
防火区画貫通処理	丸形用 (壁、床)	か所	

公共建築工事標準単価積算基準（案）

第3編 電気設備工事 第1章 新営工事
第2節 電力設備工事 1 電灯設備 1－2 標準歩掛り （2）細目工程

改 定

現 行

表 E1-2-8

LED照明器具（イ）							
細 目	摘 要	単位	材料	雑材料	電工	その他	備考
			L 照 E 明 D 器 具				
			[個]		[人]		
LED照明器具 (ダウンライト 埋込形)	LRS1・LRS11・LRS12・LRS13 LRS14・LRS16・LRS17・ LRS18 (天井切込み寸法100～150φ)	個	1	1 式 (材料 価格 × 0.05)	0.209	1 式	
	LRS1 (天井切込み寸法200φ)		1		0.240		
	LRS1 (天井切込み寸法250φ)		1		0.282		
LED照明器具 (高天井ダウンライト 露出形)	LSR1・LSR2 ※170001m、200001m	個	1		0.348		
	LSR1・LSR2 ※340001m、400001m		1		0.417		
LED照明器具 (高天井ダウンライト 埋込形)	LSR2 (天井切込み寸法400φ) ※120001m、160001m	個	1		0.357		

- (注) 1. 一体形LEDに適用する。
2. 摘要に記載の型番は、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）による。また、（ ）は標準的な器具寸法又は天井切込み寸法等(mm)を示し、※の定格光束は代表値を示す。
3. LED制御装置の取付けを含む。
4. インサート、つりボルト等の取付けを含む。
5. 埋込器具の補強材等の取付けは含まない。
6. 照明制御器を内蔵した照明器具及び別に設置された照明制御器等からの信号により制御される照明器具には、電工の歩掛りに0.05人／個を加算する。
7. システム天井用器具は、電工の歩掛りを0.6倍して用い、雑材料は算出しない。
8. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-2-9

LED照明器具（ウ）							
細 目	摘 要	単位	材料	雑材料	電工	その他	備考
			LED 照明器具				
			[個]		[人]		
LED照明器具 (投光器)	LPJ1 ※180001m	個	1	1 式 (材料価格 ×0.05)	1.43	一式	
	LPJ1 ※500001m		1		1.74		

- (注) 1. 一体形LEDに適用する。
2. 摘要に記載の型番は、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）による。また、※の定格光束は代表値を示す。
3. LED制御装置の取付けを含む。
4. 別に設置された照明制御器等からの信号により制御される照明器具には、電工の歩掛りに0.05人／個を加算する。
5. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-2-8

LED照明器具（イ）							
細 目	摘 要	単位	材料	雑材料	電工	その他	備考
			L 照 E 明 D 器 具				
			[個]		[人]		
LED照明器具 (ダウンライト 埋込形)	LRS1・LRS11・LRS12・ LRS13・LRS14・LRS16・LRS17 (天井切込み寸法100～150φ)	個	1	1 式 (材料 価格 × 0.05)	0.209	1 式	
	LRS1 (天井切込み寸法200φ)		1		0.240		
	LRS1 (天井切込み寸法250φ)		1		0.282		
LED照明器具 (高天井ダウンライト 露出形)	LSR1・LSR2 ※170001m、200001m	個	1		0.348		
	LSR1・LSR2 ※340001m、400001m		1		0.417		
LED照明器具 (高天井ダウンライト 埋込形)	LSR2 (天井切込み寸法400φ) ※120001m、160001m	個	1		0.357		

- (注) 1. 一体形LEDに適用する。
2. 摘要に記載の型番は、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）による。また、（ ）は標準的な器具寸法又は天井切込み寸法等(mm)を示し、※の定格光束は代表値を示す。
3. LED制御装置の取付けを含む。
4. インサート、つりボルト等の取付けを含む。
5. 埋込器具の補強材等の取付けは含まない。
6. 照明制御器を内蔵した照明器具及び別に設置された照明制御器等からの信号により制御される照明器具には、電工の歩掛りに0.05人／個を加算する。
7. システム天井用器具は、電工の歩掛りを0.6倍して用い、雑材料は算出しない。
8. 「その他」の率対象は、電工とする。

表 E1-2-9

LED照明器具（ウ）							
細 目	摘 要	単位	材料	雑材料	電工	その他	備考
			LED 照明器具				
			[個]		[人]		
LED照明器具 (投光器)	LPJ1 ※180001m	個	1	1 式 (材料価格 ×0.05)	1.43	一式	
	LPJ1 ※500001m		1		1.74		

- (注) 1. 一体形LEDに適用する。
2. 摘要に記載の型番は、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）による。また、※の定格光束は代表値を示す。
3. LED制御装置の取付けを含む。
4. 別に設置された照明制御器等からの信号により制御される照明器具には、電工の歩掛りに0.05人／個を加算する。
5. 「その他」の率対象は、電工とする。

改 定

現 行

表 E1-2-18

電動機・電極その他結線						
細 目	単位	材料 電極 [組]	雑材料	電工 [人]	その他	備 考
電動機結線 直入始動方式	台		—	0.174	1 式	
電動機結線 直入始動方式以外			—	0.348		
低圧コンデンサ			—	0.261		
電極結線	組		—	0.200		
電極	組	1	1 式 (材料価格×0.02)	0.700		

（注） 1. 「その他」の率対象は、電工とする。

2-3 市場単価

- （1）適用条件及び留意事項
- イ．電動機その他接続材に適用する。
- ロ．電動機への接続（**二種**金属製可とう電線管）に適用する。
- なお、支持材、耐震支持材及び塗装は別途計上する。

（2）細目工種

表 E1-2-19

細 目	摘 要	単位	備考
電動機その他接続材	二種 金属製可とう電線管(17)～(101)ビニル被覆なし	か所	
電動機その他接続材	二種 金属製可とう電線管(17)～(101)ビニル被覆あり	か所	
電動機その他接続材	二種 金属製可とう電線管(17)～(101)ビニル被覆あり（防水）	か所	

表 E1-2-18

電動機・電極その他結線						
細 目	単位	材料 電極 [組]	雑材料	電工 [人]	その他	備 考
電動機結線 直入始動方式	台		—	0.174	1 式	
電動機結線 直入始動方式以外			—	0.348		
低圧コンデンサ			—	0.261		
電極結線	組		—	0.200		
電極	組	1	1 式 (材料価格×0.02)	0.700		

（注） 1. 「その他」の率対象は、電工とする。

2-3 市場単価

- （1）適用条件及び留意事項
- イ．電動機その他接続材に適用する。
- ロ．電動機への接続（金属製可とう電線管）に適用する。
- なお、支持材、耐震支持材及び塗装は別途計上する。

（2）細目工種

表 E1-2-19

細 目	摘 要	単位	備考
電動機その他接続材	金属製可とう電線管(17)～(101)ビニル被覆なし	か所	
電動機その他接続材	金属製可とう電線管(17)～(101)ビニル被覆あり	か所	
電動機その他接続材	金属製可とう電線管(17)～(101)ビニル被覆あり（防水）	か所	

改 定

現 行

表 E1-2-38

ハンドホール（ア）														
細 目	摘要	単位	複合単価				材料		雑 材 料	特殊作業員	普通作業員	揚 重 機	そ の 他	備 考
			根 切 り	埋 戻 し	建設発生土処理	砂利地業	ブロックハンドホール	鉄ふた						
			[㎡]	[㎡]	[㎡]	[㎡]	[基]	[個]		[人]	[人]	4.9t [日]		
ブロックハンドホール	H ₁₋₆	基	2.84	2.30	0.54	0.09	1	1	1 式 (材料価格 ×0.05)	1.13	0.470	0.200	1 式	機械据付け
	H ₁₋₉		3.73	3.04	0.69	0.09				1.13	0.470	0.200		
	H ₂₋₆		4.08	2.98	1.10	0.15				1.13	0.470	0.200		
	H ₂₋₉		5.33	3.90	1.43	0.15				1.13	0.470	0.200		

(注) 1. 分割数（側塊）による各作業員及び揚重機の計算式は次による。
特殊作業員（人）は、0.47+0.33n、普通作業員（人）は、0.15+0.16n、揚重機は、0.1n
n:ブロックハンドホールの分割数
2. 揚重機は、トラックレーン又はラフテレーンクレーンとする。
3. 「その他」の率対象は、特殊作業員及び普通作業員とする。

表 E1-2-39

ハンドホール（イ）													
細 目	摘 要	単 位	複合単価				材 料		雑 材 料	特殊作業員	普通作業員	そ の 他	備 考
			根 切 り	埋 戻 し	建設発生土処理	砂利地業	樹 脂 製 ハ ン ド ホ ール	鉄 ぶ た					
			[㎡]	[㎡]	[㎡]	[㎡]	[基]	[個]		[人]	[人]		
樹脂製ハンドホール	H _{p45}	基	1.41	1.23	0.18	0.05	1	1	1 式 (材料価格 ×0.05)	0.514	0.154	1 式	人力据付け
	H _{p60}		2.11	1.75	0.36	0.07				0.548	0.188		

(注) 1. 「その他」の率対象は、特殊作業員及び普通作業員とする。

公共建築工事標準単価積算基準（案）

公共建築工事標準単価積算基準（案）

改定	現行
----	----

改定	現行
----	----

(2) 細目工種

表 E2-1-1

撤去

細 目	名 称	単 位	新営工事の労務歩掛りに 対する乗率		その他	備 考
			再使用しない	再使用する (取外し)		
撤去	電線・ケーブル	m	0.2	0.4	1 式	
	電線管	m	0.2	0.4		
	照明器具	個	0.3	0.4		
	配線器具	個	0.3	0.4		
	分電盤・端子盤	面	0.2	0.4		
	変電機器	個	0.3	0.5		
	通信用器具	個	0.3	0.4		
	電柱	本	0.3	0.6		
	架線	〔 1 条 1 径間 〕	0.2	0.4		
	地中線ケーブル	m	0.3	0.6		
	コンクリートトラフ	m	0.3	0.6		

(注) 1. 材料の整理及び運搬に要する普通作業員は、別途計上する。

2. 電線管でコンクリート埋込のものは除く。
3. 現場の状況又は分解手間の程度によっては、本表の乗率を増減できる。
4. 「再使用しない」機材の「その他」の率の対象は、労務歩掛りとし、対象となる工種は「撤去」を適用する。
5. 「再使用する」機材の「その他」の率の対象は、労務歩掛りとし、再使用機材に対応する工種を適用する。

公共建築工事標準単価積算基準（案）

第4編 機械設備工事 第1章 新営工事 第1節 共通工事
8 コンクリート工事・その他 8-2 標準歩掛り

改 定

現 行

表M1-1-73

その他					
細 目	摘 要	単位	名 称	所 要 量	備 考
土工機械運 転	バックホウ 0.13 m ³ (排出ガス対策型、 油圧式クローラ型)	日	機 械 損 料 [供用日]	1.78	バックホウの標準バ ケット容量は山積容 量を示す。
			燃 料 (軽 油) [L]	22.4	
			運 転 手 (特 殊) [人]	1.00	
			そ の 他	1式	
	バックホウ 0.28 m ³ (排出ガス対策型、 油圧式クローラ型)	日	機 械 損 料 [供用日]	1.50	
			燃 料 (軽 油) [L]	34.4	
			運 転 手 (特 殊) [人]	1.00	
			そ の 他	1式	
	バックホウ 0.45 m ³ (排出ガス対策型、 油圧式クローラ型)	日	機 械 損 料 [供用日]	1.50	
			燃 料 (軽 油) [L]	50.1	
			運 転 手 (特 殊) [人]	1.00	
			そ の 他	1式	
	タ ン パ 60 ～ 80 kg	日	機 械 損 料 [供用日]	1.33	
			燃 料 (カ ' ソ リ ン) [L]	5.0	
			特 殊 作 業 員 [人]	1.00	
			そ の 他	1式	
揚 重 機 (4.8 ～ 4.9 t)	揚 重 機 (4.8 ～ 4.9 t)	日	揚 重 機 賃 料 [日]	1	揚重機はトラック レーン又はラフテ レーンクレーンとす る。
足 掛 け 22 φ 銅 製	足 掛 け 22 φ 銅 製	個	足 掛 け [個]	1	
			鉄 筋 工 [人]	0.07	
			そ の 他	1式	
運搬機械運 転	ト ラ ッ ク 普 通 用 2 t 積	日	運 転 手 (一 般) [人]	1.00	
			燃 料 (軽 油) [L]	18.2	
			機 械 損 料 [供用日]	1.13	
			そ の 他	1式	

- (注) 1. 土工機械運転の「その他」の率は、表3-1-1建築工事の「土工」による。
2. 足掛けの「その他」の率は、表3-1-3機械設備工事の「柵」による。
3. 運搬機械運転の「その他」の率は、表3-1-3機械設備工事の「機器搬入」による。
4. 土工機械運転(バックホウ)の「その他」の率対象は、燃料及び運転手とする。
5. 土工機械運転(タンパ)の「その他」の率対象は、燃料及び特殊作業員とする。
6. 足掛けの「その他」の率対象は、鉄筋工とする。
7. 運搬機械運転の「その他」の率対象は、運転手及び燃料とする。

表M1-1-73

その他					
細 目	摘 要	単位	名 称	所 要 量	備 考
土工機械運 転	バックホウ 0.13 m ³ (排出ガス対策型、 油圧式クローラ型)	日	機 械 損 料 [供用日]	1.78	バックホウの標準バ ケット容量は山積容 量を示す。
			燃 料 (軽 油) [L]	22.4	
			運 転 手 (特 殊) [人]	1.00	
			そ の 他	1式	
	バックホウ 0.28 m ³ (排出ガス対策型、 油圧式クローラ型)	日	機 械 損 料 [供用日]	1.64	
			燃 料 (軽 油) [L]	37.0	
			運 転 手 (特 殊) [人]	1.00	
			そ の 他	1式	
	バックホウ 0.45 m ³ (排出ガス対策型、 油圧式クローラ型)	日	機 械 損 料 [供用日]	1.64	
			燃 料 (軽 油) [L]	53.9	
			運 転 手 (特 殊) [人]	1.00	
			そ の 他	1式	
	タ ン パ 60 ～ 80 kg	日	機 械 損 料 [供用日]	1.33	
			燃 料 (カ ' ソ リ ン) [L]	5.0	
			特 殊 作 業 員 [人]	1.00	
			そ の 他	1式	
揚 重 機 (4.8 ～ 4.9 t)	揚 重 機 (4.8 ～ 4.9 t)	日	揚 重 機 賃 料 [日]	1	揚重機はトラック レーン又はラフテ レーンクレーンとす る。
足 掛 け 22 φ 銅 製	足 掛 け 22 φ 銅 製	個	足 掛 け [個]	1	
			鉄 筋 工 [人]	0.07	
			そ の 他	1式	
運搬機械運 転	ト ラ ッ ク 普 通 用 2 t 積	日	運 転 手 (一 般) [人]	1.00	
			燃 料 (軽 油) [L]	18.5	
			機 械 損 料 [供用日]	1.13	
			そ の 他	1式	

- (注) 1. 土工機械運転の「その他」の率は、表3-1-1建築工事の「土工」による。
2. 足掛けの「その他」の率は、表3-1-3機械設備工事の「柵」による。
3. 運搬機械運転の「その他」の率は、表3-1-3機械設備工事の「機器搬入」による。
4. 土工機械運転(バックホウ)の「その他」の率対象は、燃料及び運転手とする。
5. 土工機械運転(タンパ)の「その他」の率対象は、燃料及び特殊作業員とする。
6. 足掛けの「その他」の率対象は、鉄筋工とする。
7. 運搬機械運転の「その他」の率対象は、運転手及び燃料とする。

改 定

現 行

ダクト附属品撤去 (2/2)					
細 目	摘 要	単 位	ダクト工 [人]	そ の 他	備 考
風量調節ダンパー (V D) モーターダンパー (M D) 逆流防止ダンパー (C D)	0.1㎡以下	個	0.126	1式	取外し撤去後再使用するの場合は、歩掛りに1.3を乗じた値とする。
	0.5㎡以下		0.150		
	1.0㎡以下		0.225		
	1.6㎡以下		0.300		
	2.0㎡以下		0.360		
	2.4㎡以下		0.420		
防火ダンパー (F D) 風量調節・防火ダンパー (F V D) 防煙ダンパー (S D) 防火防煙ダンパー (S F D) ピストンダンパー (P D) 排煙ダンパー (S M D)	0.1㎡以下	個	0.135	1式	
	0.5㎡以下		0.165		
	1.0㎡以下		0.240		
	1.6㎡以下		0.330		
	2.0㎡以下		0.390		
	2.4㎡以下		0.450		
風 量 測 定 口		個	0.069	1式	
ベ ン ト キ ャ ッ プ		個	0.060	1式	
点 検 口 (ダ ク ト 用)	0.2㎡未満	か所	0.090	1式	
	0.2㎡以上		0.096		
(注) 1. 「その他」の準対象は、ダクト工とする。					

- M 178 -

ダクト附属品撤去 (2/2)					
細 目	摘 要	単 位	ダクト工 [人]	そ の 他	備 考
風量調節ダンパー (V D) 逆流防止ダンパー (C D)	0.1㎡以下	個	0.126	1式	取外し撤去後再使用するの場合は、歩掛りに1.3を乗じた値とする。
	0.5㎡以下		0.150		
	1.0㎡以下		0.225		
	1.6㎡以下		0.300		
	2.0㎡以下		0.360		
	2.4㎡以下		0.420		
防火ダンパー (F D) 風量調節・防火ダンパー (F V D) 防煙ダンパー (S D) 防火防煙ダンパー (S F D) ピストンダンパー (P D)	0.1㎡以下	個	0.135	1式	
	0.5㎡以下		0.165		
	1.0㎡以下		0.240		
	1.6㎡以下		0.330		
	2.0㎡以下		0.390		
	2.4㎡以下		0.450		
風 量 測 定 口		個	0.069	1式	
ベ ン ト キ ャ ッ プ		個	0.060	1式	
点 検 口 (ダ ク ト 用)	0.2㎡未満	か所	0.090	1式	
	0.2㎡以上		0.096		
(注) 1. 「その他」の準対象は、ダクト工とする。					

- M 178 -